○農林水産省告示第二千五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丹生川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第五百九十五号で指定した丹生川に掲げる土地の区域を除く。）

滋賀県米原市上丹生

字休息場　七七八番　一号

字タカ　八一五番　二号

八一四番　三号

七八六番一　四号

字足良谷　一二一一番一　五号

一二一三番一　六号

一二一四番一　七号

一二一九番一　八号

一二二一番　九号及び十号

○北陸地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市竹俣字追出八二番二から同市竹俣新田字境橋一番九まで	前	一三・二四～三〇・二〇メートル	一四六キロメートル
	後	一三・七〇～三〇・二〇メートル	一四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　路線名　七号

(二)　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号及び三百五十三号　南魚沼郡湯沢町大字神立三九八八番七から同町大字神立三九八八番一まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十五日

○北陸地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
新潟市北区**樋**ノ入字**樋**ノ入山一一一五番五から同市北区木崎字**樋**ノ入山二五六八番三まで	前	八一・八〇～一九・八〇メートル	八九・六〇キロメートル
	後	一九・八〇～八七・九〇メートル	〇・〇九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区南昆沙門町二四六四番三から同市中央区並木町二三九五番五まで	前	五三・二〇～八五・七〇メートル	〇・一二二キロメートル
	後	五三・二〇～六八・二〇メートル	〇・一二二

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所